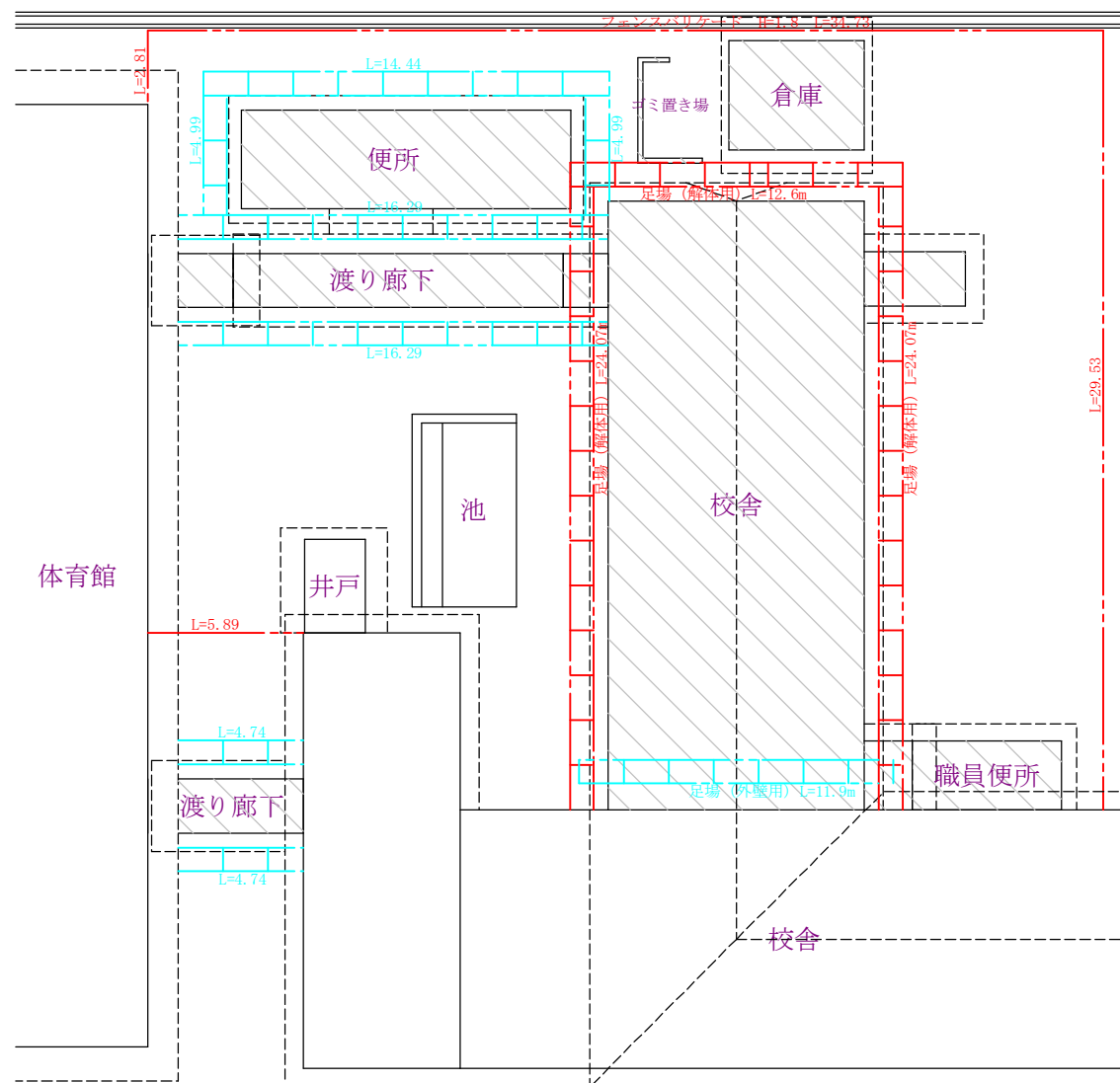


項目		特記事項				章	項目		特記事項				章	項目		特記事項									
1 一般 共通事項	㉑ 建設業退職金 共済制度	※請負者は、工事完成時に退還共運管実績報告書を提出しなければならない。				3 事前調査	① 事前調査	※施工に先立ち、下記の事項について事前調査を行う。 1. 建物解体工事に係る敷地の配置状況 2. 周辺状況 3. 各分別品目の棟内配置状況 4. 建築物への水道引込管、電気引込線、及びガス引込管等の埋設存置状況 5. 各分別品目の発生量の予測 6. 各分別品目の撤去・保存方法 7. 有害物質（アスベスト成形板、石綿管、PCB等）の存置状況及びこれらの適正処理に係る対応策の検討 8. 各分別品目の現場内保管スペースの確保に係る検討				8 その他	① 屋外電気設備	※解体する建築物の周囲の設備調査の結果、関西電力・NTTの不要となる支柱及び配線類は、請負者の責任により撤去処分とすること。											
	㉒ 建設機械 (1.2.10)	※「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）または、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する指定（平成9年建設省告示第1536号）」第2条第1項の規定に基づき指定された建設機械を使用すること。 なお、上記建設機械であることを確認できる写真を撮影し、監督職員に提出すること。 ただし、京都府告示第500号に基づき「騒音規制法に基づく地域の指定」を除く地域又は、これにより難い場合は監督職員と協議すること。 ※工事写真の撮り方（改訂2版）建築編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）によるほかは監督職員の指示による。 ※下記のことを監督職員に提出する。						4 工事計画	① 工事計画の 策定	※施工に先立ち、下記の事項について工事計画書を作成し、監督職員に提出すること。 1. 工事施工上の対策（騒音・振動、防塵その他の対策に係る検討） 2. 分別解体・再資源化等管理実施計画（下請業者への指導体制、再資源化事業者などとの連絡体制等） 3. 各分別品目の存置状況及び発生見込量 4. 施工手順及び施工手順ごとに発生する分別品目の種類 5. 各分別品目に係る解体・保管方法 6. 保管スペースの計画図 7. 各分別品目に係る搬出および再資源化等の方法 8. 有害物質の適正処理計画 9. 使用機械				② 屋内電気設備	※建物に取付られている照明器具は、事前に取り外し場内に分別集積の上、適切に処理すること。										
	㉓ 工事写真 (1.8.1)	※工事写真の撮り方（改訂2版）建築編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）によるほかは監督職員の指示による。 ※下記のことを監督職員に提出する。								5 解体工事	① 一般事項				※騒音規制法、振動規制法その他関連法令にに従い、災害及び公害の防止に努めること。 ※解体材の破片及び粉塵の飛散を防止するため、シート類または防網などによる養生、仮囲いを行うとともに、散水などの処置を行うこと。 ※第3者からの苦情申出があったときは、遅滞なくその内容について監督職員に報告すること。				③ 屋外機械設備	※給水管は事前に調査を行い、町上水道と切り離す。 上記の処理後、宅地内の給水管等は、堀上撤去する。					
	㉔ 諸官庁等への 連絡等	※施工に先立ち、関係機関に手続きのうえ撤去工事を行う。													② 解体作業等	※解体工事にあたっては、事故防止を図るため「建築物の解体工事における外壁の崩落など公衆災害防止対策に関するガイドライン（平成15年7月3日国総建第104号、国住防第4号）」のほか関連する法令、指針を遵守すること。 ※解体工事にあたっては、構造物の基礎を全て撤去し、便槽については底ハツリ後埋戻す。（便槽の撤去に先立ち、溜り水の処分、清掃を行ったあとに埋戻すこと。） ※解体工事にあたっては、建設資材ごとに分別解体を行うこと。（コンクリート、アスファルト・コンクリート、木材（解体木など）、その他混合廃棄物） ※建物躯体は、内装材などの撤去がすべて完了した後に解体を行う。 ※PCBを含有する設備を解体する場合は、技能者が撤去し梱包の上、ラベルを貼り保管場所へ移送する。 ※CCA処理木材（土台及び大引き等）を解体する場合は、その他の資材と混合しないよう分別をし、適正な処理施設へ搬出すること。				④ 屋内機械設備	※建物に露出配管されているガス管及び給湯器は、事前に撤去する。 ※給水管、下水管の撤去に際しては、京丹波町水道課と打ち合わせの上撤去工事を行うこと。 ※工事用副産物は、指定した搬出先に処分すること。 ※交通対策・騒音・粉塵・振動・汚染排水等により、通行者及び近隣住民に迷惑のかからないよう十分配慮すること。 ※安全災害防止対策等 ①工事用車両（関係車両全て）の進入・退出は、ステッカー貼付け等により工事関係車両であることを明らかにすること。 ②工事車両等の進入・退出・停車等に当たっては十分な注意を払い、通行者等の安全を第一に図ること。 ③資材の搬入・搬出時には必ずシート等にてカバーし、土砂・コンクリート等が飛散しないよう注意するとともに、タイヤ等に付着した土砂によって道路汚損等ないように適切な管理に努めること。道路等を汚損した場合は速やかに清掃等の復旧を行うこととし、工事期間中の進入路・退出路にかかる維持管理（舗装・構造物等の保護養生及び補修等）は請負者で行うこと。 ④工事により周囲の建物や工作物に汚損等が生じた場合は、請負者の責任で誠意を持って解決に努めること。 ⑤休日及び作業時間 行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日（以下1から3項）及び以下4項の期間には、工事の施工を行わない。ただし、設計図書に定めのある場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない。 1 日曜日及び土曜日 2 国民の祝日に関する法律に規定する休日 3 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号にあげる日を除く。） 4 現場周辺の行祭事の期間 作業時間 平日一般 午前8時30分～午後5時30分 騒音・振動を伴う場合 午前8時30分～午後5時00分 大型車の出入り 午前8時30分～午後5時00分				
	㉕ 近隣への連絡等	●工事概要・工程等を事前に説明して協力を求めること。														③ 廃棄物の処理	※解体材の処分にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日建設省経建発第3号）等」の関係法令に従って適切に行う。なお、解体材の再資源化など及び処理については、監督職員の検査（確認を含む）及び立会いを受け、その結果について監督職員の承諾を受ける。				⑤ その他	※解体に支障となる樹木については監督員と協議の上伐採、除根を行う。 ●埋戻し ○盛土 ○地均し ●砕石敷き（RC-40） ●構外指示の受入場所に処分 受入場所 ※下山地内町有地 ※解体中は常に散水を行い、粉塵等が生じない様にする事。 ※建築物内部及び敷地内に存する残置廃材、備品、設備機器等の撤去も工事範囲とする。 ※既設電気配線・電話配線・ガス管・水道管・下水道管等の撤去は、供給者と調整の上、端末処理等を行うこと。 ※周辺環境に損傷・汚損を生じた場合は、請負者の責任で現状復旧すること。			
① 監督員事務所 (1.3.4)	面積 ● 10㎡程度 ○ 20㎡程度 ○ 35㎡程度 ○ 65㎡程度 ○ 100㎡程度				6 家屋調査	1 事前調査	※解体する建築物の周辺家屋及び構造物等について調査（写真等）を工事施工前に実施し監督職員の承諾を得ること。 ※調査対象家屋は、別図のとおりとする。 ※調査は、（社）日本補償コンサルタント協会の中から選出し調査すること。 ※共通仕様書については、「用地調査等共通仕様書（近畿地区用地対策連絡協議会）」による。 ※成果品は、各2部提出とする。 ※成果品の提出物は、調査写真、建物図面、建物調査書、工作物調査書、その他とする。 ※調査は建築物の内部、外部とも実施すること。なお、建築物所有者から調査辞退の申し出を受けた場合は、当該所有者等に係る調査は、実施しないこと。また、経過について文章にて報告すること。					⑦ 安全標識等	※安全を必要とする場所には、監督職員の指示に従い標識、夜間の安全灯等を設置すること。												
2 監督員事務所の 備品等 (1.3.4)	○机 ○いす ○書棚 ○黒板 ○製図板 ○掛時計 ○温度計 ○ゴム長靴 ○雨かっぱ ○保護帽 ○懐中電灯 ○加入電話の付属電話機 ○衣類ロッカー ○冷暖房機器 ○消火器 ○湯沸器 ○掃除具 ○ ○共仕（平成16年度版） ○共仕解説書（平成13年度版） ○工事写真の撮り方（改訂2版）建築編						2 事後調査	※工事完了後も同様に立ち会い確認を行なったあと監督職員の承諾を得ること。 ※調査対象家屋は、1事前調査で指示した図面のとおりとする。 ※調査内容及び成果品等については、1事前調査と同様とする。																	
③ 工事用水 (1.3.1)	構内既存の施設 ○利用できない ●利用できる（※有償 ○無償）							② 現場における 表示板 (1.3.5)	※枠組足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」（厚生労働省平成15年4月策定）により、設置については同ガイドラインに基づく働きやすい安心感のある足場とし、二段手すりと幅木の機能を有する部材があらかじめ備えられた手すり先行専用足場型とするか、または改善措置機材を用いて手すり先行専用足場型と同等の機能を確保するものとする。																
④ 工事用電力	構内既存の施設 ○利用できない ●利用できる（※有償 ○無償）								⑧ 災害防止用 設備	○養生用金網枠 ○防災シート ○安全ネット ●防護シート ○防音パネル ○															
⑤ 仮囲い等 (1.3.1)	※図示 ○																								
⑥ 現場における 表示板 (1.3.5)	※500×1800 ○																								
⑦ 足場その他 (1.3.1)	※枠組足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」（厚生労働省平成15年4月策定）により、設置については同ガイドラインに基づく働きやすい安心感のある足場とし、二段手すりと幅木の機能を有する部材があらかじめ備えられた手すり先行専用足場型とするか、または改善措置機材を用いて手すり先行専用足場型と同等の機能を確保するものとする。																								
⑧ 災害防止用 設備	○養生用金網枠 ○防災シート ○安全ネット ●防護シート ○防音パネル ○																								
⑨ 安全標識等	※安全を必要とする場所には、監督職員の指示に従い標識、夜間の安全灯等を設置すること。																								

		町長	副町長	課長	担当	検図	工事名称	旧和知第2小学校解体工事			設計		製図		□ —
船井郡京丹波町	旧和知第二小学校						図名	解体工事特記仕様書 NO. 2			縮尺				



番号	棟名	延べ床面積	建築面積	備考
1	校舎	445.07㎡	226.18㎡	木造2階建 ※
2	便所	44.75㎡	44.75㎡	木造平屋建 ※
3	職員便所	13.86㎡	13.86㎡	木造平屋建
4	倉庫	20.04㎡	20.04㎡	軽鉄造平屋建 ※
5	渡り廊下	35.01㎡	35.01㎡	木造平屋建 ※
合計		559.49㎡	340.60㎡	

撤去建物

便層は底版ハツリ後RC40埋戻

※は屋根材が石綿含有材のため撤去については石綿障害予防規則等により適切に除去、処理すること。

校舎以外の足場については校舎足場を掛拵にて利用する。

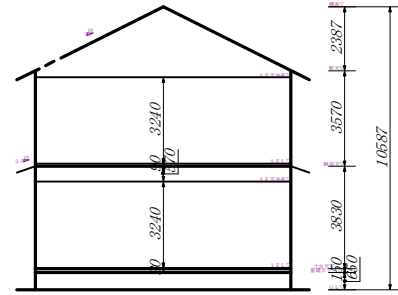
枠組本足場 (手摺先行) W=900

枠組本足場 (手摺先行) W=900 掛替

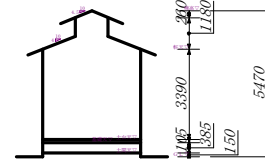
フェンスバリケードH=1800

工種	平成20年度 旧和知第2小学校解体工事				
起工番号	第 号				
施設名	旧和知第2小学校				
施工箇所	船井郡京丹波町藤原地内				
図面種類	配膳図・仮設図				
縮尺	1:200				
町長	副町長	課長	設計	製図	
月日	月日	月日	月日	月日	
図面番号	葉之内				

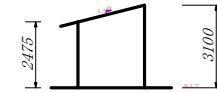
校舎立面



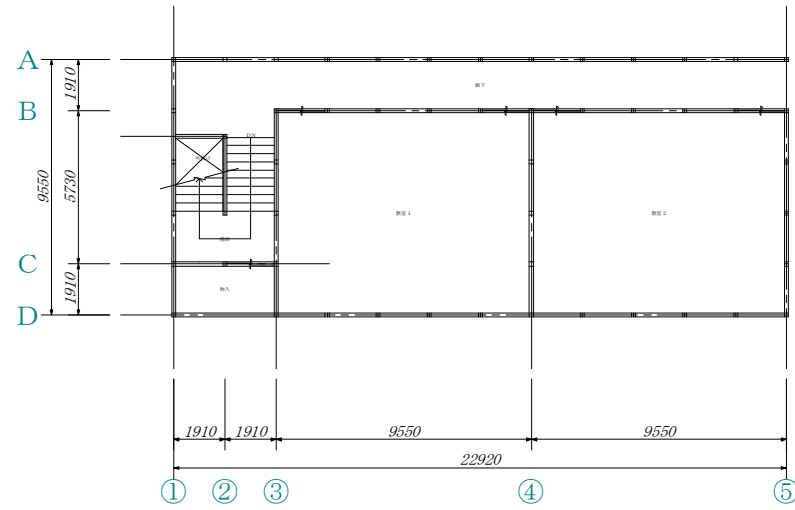
便所立面



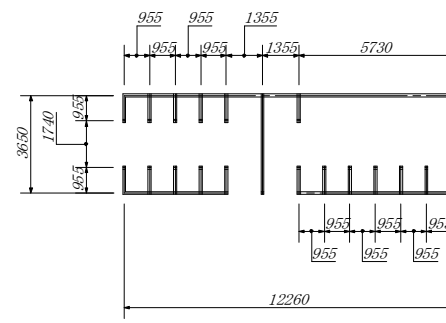
職員便所立面



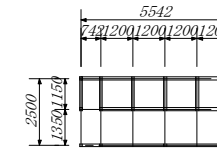
校舎2階平面



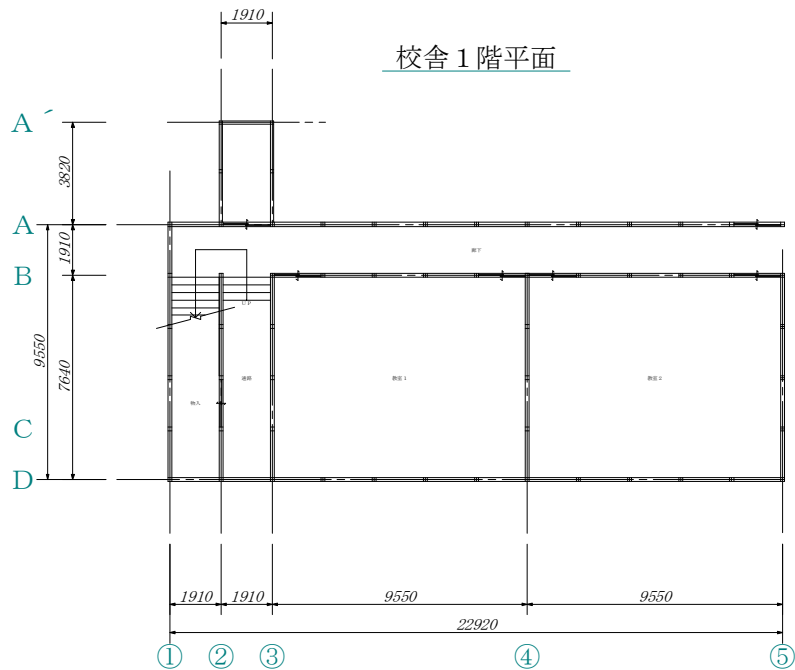
便所平面



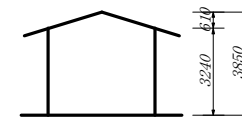
職員便所平面



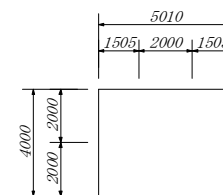
校舎1階平面



倉庫立面

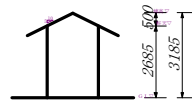


倉庫平面

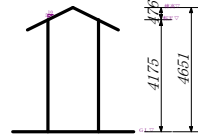


工種	平成20年度 旧和知第2小学校解体工事				
起工番号	第 号				
設計名	旧和知第2小学校				
施設名	船井郡京丹波町篠原地内				
施工箇所	船井郡京丹波町篠原地内				
図面種類	平面図・立面図(1)				
縮尺	1:200				
町長	副町長	課長	設計	製図	
月日	月日	月日	月日	月日	月日
図面番号	案之内				

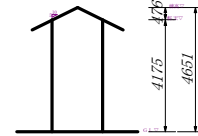
渡り廊下立面



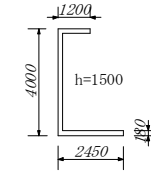
渡り廊下1立面



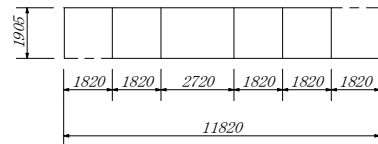
渡り廊下2立面



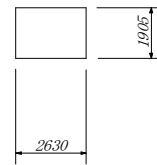
ゴミ置き場平面



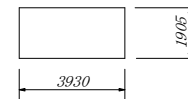
渡り廊下平面



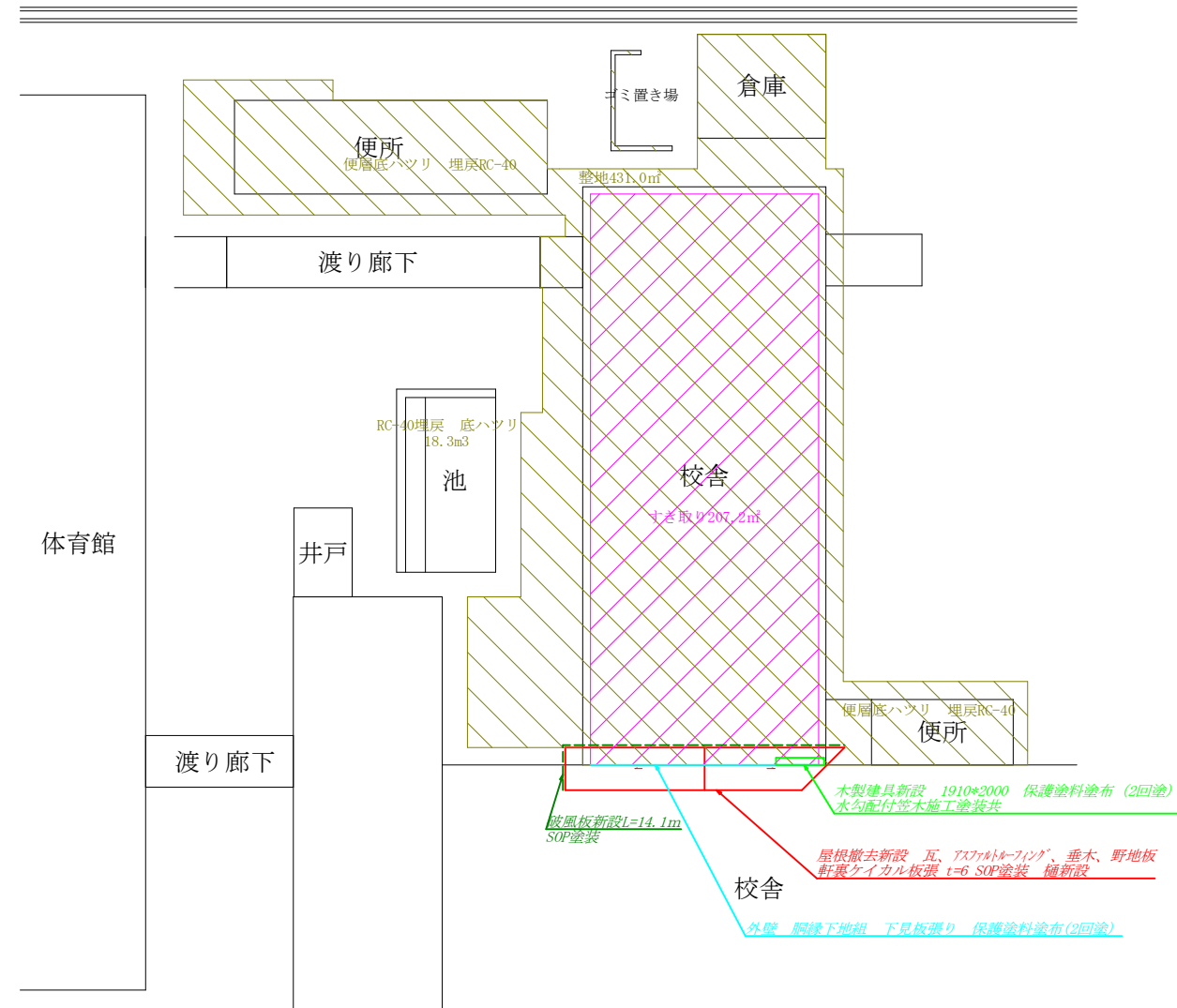
渡り廊下1平面





渡り廊下2平面



工種	平成20年度 旧和知第2小学校解体工事			
起工番号	第 号			
施設名	旧和知第2小学校			
施工箇所	船井郡京丹波町篠原地内			
図面種類	平面図・立面図(2)			
縮尺	1:200			
町長	副町長	課長	設計	製図
月日	月日	月日	月日	月日
図面番号	葉之内			



 RC-40敷均し締め固め t=100
 すき取り

工種	平成20年度 旧和知第2小学校解体工事			
起工番号	第 号			
設計名	旧和知第2小学校			
施工箇所	船井郡京丹波町篠原地内			
図面種類	外構図・改修図			
縮尺	1:200			
町長	副町長	課長	設計	製図
月日	月日	月日	月日	月日
図面番号	業之内			